

〔収運業〕（特管別表2）

特別管理産業廃棄物収集運搬業における事業の範囲（有害物質の種類等）

区分	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二―ジクロロエタン	一・一―ジクロロエチレン	シス―一・二―ジクロロエチレン	一・一―トリクロロエタン	一・一・二―トリクロロエタン	一・三―ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四―ジオキササン	ダイオキシシン類
取り扱う特別管理産業廃棄物																									
鉍さい																									
ばいじん																									
燃え殻																									
廃油																									
汚泥																									
廃酸																									
廃アルカリ																									

《記載方法》

【新規申請・更新申請の場合】

- ・『特管別表1』で○印を付けた特別管理産業廃棄物の種類のうち、取り扱う有害物質の種類に○印を付けてください。

【変更許可申請の場合】

- ・『特管別表1』で○印を付けた特別管理産業廃棄物の種類のうち、既に許可を取得している有害物質の種類には◎印を付け、今回の申請で追加するものに○印を付けてください。

(注) 斜線になっている有害物質の取扱いがある場合には、具体的な製品名、排出事業場等について、『様式第6号の2（第1面）事業計画の概要を記載した書類』の「2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等」欄に記載してください。（内容を説明する書類等の提出を求める場合があります。）